

## 四條畷市議会議員等の虚礼の廃止及び寄附の禁止に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、四條畷市議会議員及び四條畷市議会議員の後援団体（以下「議員等」という。）の活動において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定を遵守するとともに、虚礼の廃止及び寄附の禁止を図るため必要な事項を定めるものとする。

### (虚礼の廃止)

第3条 議員等は、次の文書を送付又は掲載しない。ただし、四條畷市議会だよりに掲載する場合は、この限りでない。

- (1) 時候のあいさつ文
- (2) 慶弔のあいさつ文
- (3) 就退任のあいさつ文
- (4) 事業の賛助文

### (寄附の禁止)

第4条 議員等は、次の金品等を提供しない。ただし、親族等に対して行う場合は、この限りでない。

- (1) 季節の贈答品
- (2) 慶事に対する金品
- (3) 弔事に対する金品
- (4) 就退任に対する金品
- (5) その他各種行事に対する金品

### (違反に対する措置)

第5条 議長は違反を確認したときは、当該関係議員に注意を与え、当該関係議員の違反が2回に及ぶときは、警告書（様式第1号）を発し、当該関係議員は誓約書（様式第2号）を提出しなければならない。なお、2回を超えて当該関係議員に違反の事実が生じたときは、四條畷市議会だよりで当該関係議員の氏名を公表する。

2 第3条及び第4条に規定する各号の一つに該当する事実について、その事実を証明する証拠を添えて違反の通告があったときは、議長は会派代表者会議を招集し、違反の措置決定を行う。

3 前項の違反措置の決定は、全会派の代表者の出席のもとで開催し、全会一致で決定するものとする。なお、決定の際は、当該関係議員の所属する会派の代表者は除斥する。

### (疑義の協議)

第6条 この要綱に疑義があるときは、会派代表者会議で協議するものとする。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、虚礼の廃止及び寄附の禁止の実施に関し必要な事

項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月7日から施行する。

(様式第1号)

警 告 書

今回のあなたの行為は、虚礼の廃止または寄附の禁止の趣旨を逸脱するものであり、今後、十分配慮されるよう、ここに警告します。

年 月 日

四 條 畷 市 議 会  
議 長

四條畷市議会議員

様

(様式第2号)

誓 約 書

今回の行為は、虚礼の廃止または寄附の禁止の趣旨に違反するものと思慮致しますので、今後、このような行為がないよう十分注意致します。

年 月 日

四條畷市議会議員

四條畷市議会議長

あて

## 四條畷市議会議員等の虚礼の廃止及び寄附の禁止に関する要綱細目

### 1 虚礼の廃止

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| (1) 時候のあいさつ文  | 年賀状、暑中見舞状など        |
| (2) 慶弔のあいさつ文  | 祝電、弔電、電子郵便、メッセージなど |
| (3) 就退任のあいさつ文 | 就任状、退任状など          |
| (4) 事業の賛助     | 名刺広告、協賛広告など        |

### 2 寄附の禁止

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| (1) 季節の贈答品        | 中元、歳暮、カレンダー、手帳類など |
| (2) 慶事に対する金品      | 祝金、花、酒食など         |
| (3) 弔事に対する金品      | 香典、楮、供花、供物など      |
| (4) 就退任に対する金品     | 祝金、餞別など           |
| (5) その他各種行事に対する金品 | 寸志、粗品など           |

### 3 その他

- (1) 四條畷市議会の長として、相応な範囲における社会的儀礼行為は妨げない。
- (2) 内規、規約等に基づいて行う議員相互間における社会的儀礼行為について、本要綱の適用は受けない。
- (3) 親族等とは、血族又は姻族の6親等以内をいう。